

# 遊園地・テーマパークにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月22日策定  
令和3年4月8日改訂  
令和3年10月5日改訂  
令和4年3月22日改訂  
令和4年8月9日改訂  
令和4年10月7日改訂  
令和4年12月23日改訂  
令和5年2月9日改訂  
令和5年3月1日改訂  
(令和5年5月8日廃止予定)

編集者：東日本遊園地協会  
西日本遊園地協会  
株式会社オリエンタルランド  
合同会社ユー・エス・ジェイ

## はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和2年5月23日変更）。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、遊園地・テーマパーク業界における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。また、提言においては、作成された感染拡大予防ガイドラインに沿って、各業界が実践していく必要があるとしているところである。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『新しい生活様式』の実践例」（参照末尾）及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定している。そのため、本ガイドラインは、感染をゼロにできるものではなく、感染リスクを低下させるためのものである。

遊園地・テーマパークを管理・運営する者（以下、「施設管理・運営者」という。以下同じ。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインを踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設様態等も考慮した創意工夫

も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められる。

なお、本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降は、本ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。

なお、ガイドラインの廃止に当たって円滑な移行を図るため、施設管理・運営者において十分な準備期間が必要となることを踏まえ、本日以降、本ガイドラインの内容につき、施設管理・運営者の判断により、順次運用を縮小することを可能とする。

※政府は「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとした。

## 1. 基本的感染対策

### (1) 感染防止に向けた基本的な考え方

遊園地・テーマパークにおける、来場者と従業員の健康と安全を最優先事項として、新型コロナウイルスによる感染防止に向けて、①来場者と従業員を含む、遊園地・テーマパークに関わる全ての人の健康管理に留意すること、②衛生的な施設・設備を提供できるように清掃・消毒を実施すること、③身体的距離（社会的距離）（人と人が触れ合わない程度）と十分に換気された空気環境を確保するように運営すること、を基本原則とする。

### (2) リスク評価

施設管理・運営者は、新型コロナウイルス変異株の発生状況等を踏まえ、主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染、③エアロゾル感染のそれぞれについて、従業員や来場者等の動線や接触等を考慮した各施設の種類や特性を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

### (3) 入場制限/入場時の対応

- ① 感染拡大リスクを誘発する3密（密集・密接・密閉）のいずれも回避するため、当面の間は、施設全体の収容人員の100%以内、若しくは別途政府及び各都道府県が定める場合は、その収容人員以内とし、施設内の個別アトラクションや飲食店等に

については、個別の施設特性に応じて人数制限・動線の確保、換気、対人距離確保を徹底する。

- ② 事前予約制度や段階的な入場時間を設定するなど、入場時に密にならないような対策・工夫を行う。
- ③ 37.5℃以上の発熱や風邪症状等の不調がある場合は来園の自粛を要請する。
- ④ 入場時、有症状を理由に入場をお断りした場合の払い戻し措置等により、有症状者の入場を防止する措置を講じる。
- ⑤ 入園後であっても、来場者から体調不良のお申し出があった場合はご退園いただくこととする。発熱等の症状がある場合、医療機関への搬送を行う体制を整える。
- ⑥ 以下の場合、来場者の入園を不可とする旨の告知を行う。

※新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、政府から入園後の観察期間を必要とされている場合

(チケットの事前販売が可能なテーマパーク等)

チケットの事前販売を推奨し、当日の入場時の混雑緩和に努めることが望ましい。

#### (4) 身体的距離（社会的距離）の確保

- ① 来場者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、待機場所には、前後左右ともに人と人が触れ合わない程度の間隔が空くように促す。
- ② 従業員は、できる限り身体的距離（社会的距離）を確保するため、人と人が触れ合わない程度の間隔を空けて接客及び業務を行う。ただし、アトラクションの身体保持装置の装着等、利用時の安全確認など業務上接近する必要がある時は、できる限り距離を空けて発声するなど、留意して業務を行う。

#### (5) マスク（適宜フェイスシールド）の着用

※下記「マスクの着用」の考え方は、令和5年3月13日から適用することとする。

- ① マスクの着用については、来場者、従業員ともに個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ② マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、施設管理・運営者が感染対策上又は事業上の理由等により、来場者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ③ マスクの着用に当たっては、以下の点に留意する。
  - ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう留意する。
  - ・ 子供については、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要である。
  - ・ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子供のマスクの着用については、健康面等への影響

も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要がある。

※令和5年3月12日までは「マスクの着用」の考え方は従来通り下記の考え方を適用する。

- ① 新型コロナウイルス変異株の拡大も踏まえ、来場者・従業員ともに正しいマスク（適宜フェイスシールド）着用の励行を行うとともに咳エチケットについて徹底する。ただし、未就学児については一律には着用を求めないこととし、特に2歳未満へは推奨しない。また、呼吸器の疾患があるなどマスクの着用が難しい来場者に対しては、他の来場者との距離を取るなどの次善策が取れる場合、マスク着用を不要とすることも可能とする。
- ② 来場者に接する従業員は原則マスク着用を必須とする。ただし、エンターテイナーなど業務上マスクの着用が難しい場合は、来場者のマスク着用を前提として、出演中のマスク着用を不要とすることも可能とする。
- ③ 屋外で人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合、もしくは他者と距離が取れない場合であっても会話をほとんど行わない場合（写真撮影時等）には、来場者・従業員ともにマスク等はずす事も可能とする（特に夏場はずすことを推奨することも可能とする）。また、屋内であっても換気を徹底した上で周囲の人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合には、会話をほとんど行わないことを前提にマスク等はずして休憩や写真撮影をすることも可能とする。
- ④ 飲食時等マスクを着用していない時は、会話を控え、咳エチケットを徹底するよう呼びかける。
- ⑤ 十分なマスク着用の効果を得るために、隙間ができないようにするなど、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行うように促す（品質の確かな、できれば不織布を着用）。正しいマスクの着用法については、厚生労働省HPを参照。  
（参考）マスクの着用について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

#### (6) 手洗いの徹底

- ① 新型コロナウイルス変異株の拡大も踏まえ、来場者・従業員ともに、こまめに手洗いまたは手指消毒（手指消毒液使用）を行うように、放送や掲示物で促す。
- ② まめに手洗い等が行えるよう、手洗い場に石けんの常備、手洗い場がない場所には手指消毒液の常備を行う。

#### (7) 消毒の徹底

- ① 手洗いまたは手指消毒液を園内に適切数設置する。
- ② 自動ドアやドアの開け放ち、自動水栓、使い捨て物品等により、他者との接触をできる限り減らす。
- ③ 手摺・券売機のボタン、ベンチ、ガイドブックスタンド、自動販売機等の接触部位は、適切な頻度での消毒を実施する。

- ④ 消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参照すること。

(参考)「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

(8) 屋内施設（事務所等を含む）

- ① 新型コロナウイルス変異株の拡大も踏まえ屋内施設は、施設の状況に応じて、法令を遵守した空調設備による常時換気または窓開け換気（2方向の窓を開けると換気効果が大きい）を実施する。二酸化炭素濃度を概ね 1000ppm 以下に維持することが推奨される。（二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。）必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定装置の活用が効果的。
- ② ①が実施できない場合は、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPA フィルタ付きの空気清浄機の使用も考えられる。
- ③ 室内環境の目安は、温度 18℃～28℃、相対湿度 40%～70%が望ましい。

(9) キャッシュレス化の推進

電子決済・セルフレジ等を導入し、現金の取り扱いやレジの混雑を防ぐように努めること。

(10) 従業員（警備員・委託先等を含む）

- ① 従業員についても、上記基本的感染対策を行うことを前提とし、感染予防対策の周知徹底を図る。
- ② 出勤前に検温を行うこと。（発熱がある場合・濃厚接触者と判断された従業員は出勤禁止）
- ③ 咳や発熱等の症状がある場合は、出勤しないことを呼びかける。
- ④ 65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることを可能とする。
- ⑤ 日ごろから手洗いの徹底と健康管理を促す。
- ⑥ ユニフォームは適宜洗濯し清潔かつ衛生的な状態を維持する。
- ⑦ 従業員の手袋着用や消毒の実施を前提とし、握手やハイタッチなどのふれあいを可能とする。
- ⑧ 休憩中も感染防止に努める。
- ⑨ 施設・管理運営者は、従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ⑩ 従業員に感染が疑われる場合には、必要に応じて保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(参考) 厚生労働省「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」2022年7月22日（8月5日最終改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000973522.pdf>

- ⑪ ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」を参照の上、対応することが推奨される。

(参考) 厚生労働省「新型コロナワクチンについて」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

- ⑫ ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行うとともに、産業医等が適切に対応できる事業者は、軽症状の従業員を対象とした抗原定性検査等の積極的な活用を推奨する。また、事前に相談窓口の連絡先を把握しておくことも推奨される。

(参考) 厚生労働省「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

- ⑬ 職場における検査の活用

- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し退勤を促す。新型コロナウイルス感染症の疑いなどがある場合は、状況に応じて、抗原簡易キットを活用して検査を実施することを推奨する。
- 職場での検査に限らず、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能とする。
- 抗原簡易キットの購入にあたっては、以下2点に留意すること。
  - ▶ 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
  - ▶ 国が承認した抗原簡易キットを用いること

これらの具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。

(参考) 厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順(第3版)について」(2022年10月19日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

- (11) ホームページ・場内アナウンスでの告知

- ① 上記感染症対策の基本的概要や、以下の内容を含む来場者へのお願い事項の抜粋をホームページに記載し、来場者のご理解を得ることに努める。

- 発熱、体調が悪い方の来場自粛の呼びかけ
- 以下に該当する方の来場自粛の呼びかけ

- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 政府から入国後の観察期間を必要とされている場合
  - 入場可能な人数を限定していること
  - 当日、購入可能なチケットの種類、価格
  - すでに告知している運営内容やイベント等からの変更点
  - 万が一感染が発覚した場合に、保健所等へ情報提供を行うこと
- ②身体的距離（社会的距離）の確保、咳エチケットの徹底、手洗いまたは手指消毒液の使用、体調不良時の従業員への声かけ、交通機関等の分散利用の注意喚起などを、場内アナウンスで放送する等、来場者に周知すること。
- ③施設管理・運営者は、本ガイドラインに遵守した感染対策を行っていることを施設のホームページに記載し、公表すること。

（海外からの来場者が多い施設）

主な対象言語による事前周知、アナウンスや多言語翻訳した配布物を準備することが望ましい。

(12) 集団感染の疑い、発生並びに地域生活圏での感染拡大等への対応

- ① 集団感染が疑われるような場合においては、保健所等の機関への情報提供などに協力する。また、その発生源や原因を踏まえた感染拡大防止に関する必要な措置を講じるとともに、本ガイドラインの内容やその実行性を評価し、必要に応じて、本ガイドラインの見直し・改訂を検討する。
- ② 感染時に重篤化する可能性の高い高齢者や持病のある方に対し、施設の利用に際してより慎重な対応を検討する。
- ③ 各都道府県の状況を鑑み、集客範囲を検討することが望ましい。

（相対的にリスクの高い都道府県との間で人の移動が多数見込まれる場合）  
各都道府県の状況に応じて適切な集客地域を定めて再開する。

(13) 保健所等との関係

施設において感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、保健所等との連絡体制をあらかじめ整えること。

2. アトラクション

新型コロナウイルス変異株の拡大も踏まえ、適切な感染対策を実施して営業すること。

(1) 屋外アトラクション・遊戯施設等

- ① ジェットコースター等搬器を伴うもの
  - ・ 「1. 基本的感染対策」に則って営業・接客・運営・消毒を実施する。
  - ・ 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。

- ・ 身体保持装置などの接触部位は、適切な頻度で清掃または消毒を実施する。
- ・ 列が出来る場合は、前後左右ともに人と人が触れ合わない程度の間隔をあける。
- ・ 適切な頻度での消毒等の基本的な感染防止策の徹底を前提に、収容人数を収容定数の100%以下としても良いものとする。

② アスレチック・展望台・迷路等搬器を伴わないもの

- ・ 密にならないように人数制限を行う。
- ・ 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
- ・ 身体保持装置などの接触部位は、適切な頻度で清掃または消毒する。
- ・ 列が出来る場合は、前後左右ともに人と人が触れ合わない程度の間隔をあける。

(2) 屋内アトラクション・遊戯施設等

① ジェットコースター等搬器を伴うもの

- ・ 屋内施設の3密・衛生対策の原則に則って営業・接客・消毒を行う。
- ・ 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
- ・ 身体保持装置などの接触部位は、適切な頻度で清掃または消毒する。
- ・ 列が出来る場合は、前後左右ともに人と人が触れ合わない程度の間隔をあける。
- ・ 法定基準（建築基準法、建築物衛生法）に基づく機械換気能力（二酸化炭素濃度1000ppm以下又は一人当たり毎時必要換気量30 m<sup>3</sup>以上）が担保されている場合に限り、適切な頻度での消毒等の基本的な感染防止策の徹底を前提に、収容人数を収容定数の100%以下としても良いものとする。

② ボールプール・お化け屋敷・プレショー等搬器を伴わないもの

- ・ 屋内施設の3密・衛生対策の原則に則って営業・接客・消毒を行う。
- ・ 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
- ・ ボールプール等、清拭清掃や消毒が難しいと判断した施設は、営業を見合わせる。営業する際、人が対面する場合（監視員やお化け役など）は、できる限り離れて実施する。
- ・ 「1. 基本的感染対策（8）屋内施設」同様、換気等を十分にできない施設は、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPA フィルタ付きの空気清浄機の使用を検討する。
- ・ 列が出来る場合は、前後左右ともに人と人が触れ合わない程度の間隔をあける。

(3) 自動遊具・アーケードゲーム・コインゲーム（以下のポイントに加えて、ゲームセンターのガイドラインも参照）

- ・ 接触が認められる場所がある場合は、適切な頻度で清掃または消毒する。



- (4) VRアトラクション等シアター系アトラクション
- ・ 屋内施設の3密・衛生対策の原則に則って営業・接客・消毒を行う。
  - ・ 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
  - ・ 身体保持装置などの接触部位は、適切な頻度で清掃または消毒する。特にVRゴーグルや3Dメガネ等は、使用の都度、洗浄剤等による清掃・消毒を適切に行う。
  - ・ 列が出来る場合は、前後左右ともに人と人が触れ合わない程度の間隔をあける。

### 3. 入園口

#### (1) チケット販売

##### ① 券売機

- ・ 券売機がある場合は、券売機を主体で販売できるように努める。
- ・ 券売機もキャッシュレス対応が望ましい。
- ・ ボタン部分など接触部位は、適切な頻度で清掃または消毒する。
- ・ ボタン部分など接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

#### (2) チケットチェッカー

##### ① 入園時

- ・ 入場時の対応に準じて対応するとともに、「1. の基本的感染対策」を来場者に厳守していただくように促す。
- ・ パンフレットなどは極力手渡しせず、ラック等で取っていただく形とする。

##### ② 退園時

- ・ 無人の退園チェッカーを利用することも検討する。なお、無人のチェッカーを設置する場合も、常に入退場口の状況を把握できるようにスタッフを配置する。

### 4. 売店（以下のポイントに加えて、小売業界のガイドラインも参照）

#### (1) 店内状況

屋内施設と同程度の感染対策に適合できない場合は、営業を見合わせる。

#### (2) 店内

無人での試食コーナーなどは行わない。但し有人の場合のみ、使い捨て手袋・手指消毒など徹底し爪楊枝や小皿などで試食提供を行う。

#### (3) ガチャガチャ等

- ① 取っ手部分など接触部位は、適切な頻度で定期的に清掃または消毒する。
- ② 取っ手部分などを触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

## 5. 飲食施設（以下のポイントに加えて、外食業界のガイドラインも参照）

### (1) 共通事項

- ① キャッシュレスによる決済をできる限り推奨する。
- ② 店舗内（入口や手洗い場所など）に手指消毒液を設置する。
- ③ 券売機等を利用の際は、適切な頻度で清掃または消毒を実施する。
- ④ 箸やスプーン、コップなどの容器類はできる限り使い捨てを使用し、共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起する。
- ⑤ 食器類は、食べ残しや水等の飛沫がなるべく飛び跳ねないように、注意して回収する。
- ⑥ テーブル・椅子の消毒、厨房の衛生管理、使い捨て手袋の都度使用など食品衛生管理で従来行っている管理（HACCPによる管理など）は徹底して実施する。
- ⑦ 店内（客席）は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う（窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用、二酸化炭素濃度測定装置の活用など）。
- ⑧ テーブルの間は、飛沫感染予防のためにパーティション（アクリル板等）で区切るか、できる限り1 m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する。カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する。（高さは目を覆う程度を目安とする）
- ⑨ テーブル席は、できる限り顔の正面から1 m以上距離を確保する、もしくは真正面の配置を避けるか、区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。
- ⑩ 少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者が同行する高齢者・乳幼児・障がい者等が同席する場合は、例外として上記⑧・⑨の対応を行わないことができる。
- ⑪ 緊急事態措置、まん延防止等重点措置等において飲食店舗における人数制限が行われている場合は、対人距離の確保のため、他グループ（各都道府県が同一グループの同一テーブルでの人数制限を要請している場合は、それに従う）との相席は避ける。
- ⑫ 購入・配膳時に列を作る場合は、前後左右ともに人と人とが触れ合わない程度の間隔をあける。
- ⑬ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食をできる限り控える。飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を行う場合には、他グループ（各都道府県が同一グループの同一テーブルでの人数制限を要請している場合は、それに従う）との間隔を空ける様呼びかける。
- ⑭ アルコールの提供がある場合、各都道府県の要請に沿いながら、感染状況に応じて飲酒を自粛するか、過度な飲酒の自粛を呼びかける。
- ⑮ カウンターでは、可能な範囲で従業員と席との間隔を保ち、仕切りの設置などを行う。

(2) 屋内レストラン

屋内施設と同程度の感染対策に適合できない場合は、営業を見合わせる。営業する場合は、グループ（各都道府県が同一グループの同一テーブルでの人数制限を要請している場合は、それに従う）ごとの間隔が空けられるよう入場人員を定員に対して適切な割合で制限する。席は間隔をあけて配置し、移動しないよう促す。

(3) 食べ放題・ビュッフェスタイル

利用者による取り分け時の手指の消毒を徹底し、トング等を使用する際は適切な頻度で消毒若しくは交換する。

6. プール・水遊び・雪遊び等

(1) ロッカー・シャワー等の屋内共用施設

- ① 屋内施設の3密・衛生対策の原則を守るとともに、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保するよう利用人数制限を行う。
- ② 接触部位は適切な頻度で定期的に清掃または消毒する。

(2) プール・水遊び・雪遊び等施設

- ① 「1. 基本的感染対策」に則り営業する。
- ② 接触部位は、適切な頻度で清掃または消毒する。
- ③ 接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に手指消毒液を設置することが望ましい。

7. イベント等

- (1) 集客イベントは、「1. 基本的感染対策」及び「2. アトラクション（2）屋内アトラクション・遊戯施設等」に則り実施する。

(2) スタンプラリー等

時間やコースを工夫し、来場者が1か所に集中することを避けた運用を行うよう留意する。

(3) キャラクターショー・パレード等

- ① 「1. 基本的感染対策」及び「7. イベント等（1）」に則り実施するが、これに適合できない場合は見合わせる。
- ② 特に3密の回避に留意し、前後左右ともに人と人が触れ合わない程度の間隔を確保するなど、感染予防を徹底する。

(4) 着ぐるみグリーティング等

着ぐるみが園内に出演する場合は、着ぐるみの消毒や、園内への消毒液設置などの対策を前提に、着ぐるみとのハイタッチや適度な触れ合い、短時間の会話などを可能とする。

## 8. トイレ・手洗い・水飲み場・喫煙所等

### (1) トイレ・手洗い

- ① 列ができる場合は、3密を回避するため、前後左右ともに人と人が触れ合わない程度の間隔を維持しながら列に並ぶ。
- ② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③ ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等で、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合には、使用を可能とする。
- ④ 共用のタオルの利用はせず、使い捨てのペーパータオル等を設置する。
- ⑤ 清掃は通常通り丁寧に行う。

### (2) 水飲み場

- ① 持ち手などの接触部位は、適切な頻度で清掃または消毒する。
- ② 立水栓は適切な清掃方法により適切な頻度で定期的に清掃されていることが確認できる場合は使用を可能とする。

### (3) 喫煙所・休憩所・救護室・授乳室

- ① 前後左右ともに人と人が触れ合わない程度の間隔を維持する。
- ② 屋内は屋内施設の原則に則り、使用の可否を決定する。
- ③ テーブル・イス等の清掃または消毒を実施する。
- ④ 発熱や風邪の症状を発症した来場者は速やかに救護室に運ぶ。この際、ケガなどその他の救護室を利用する来場者と可能な限り動線を分けることが望ましい。

## 9. レンタル品（ベビーカー・車いす等）

- (1) 返却後、適切な頻度で接触部位の清掃または消毒を行う。

## 10. 車輦内

来場者移動用の車輦や従業員の使用する車輦の内部では、基本的な感染防止対策（咳エチケット、常時換気、車内の清掃と適切な頻度での消毒）の徹底を図る。

## 11. ゴミ回収

- (1) 回収者はゴミ処理後に必ず石けんと流水で手を洗う。
- (2) 回収したゴミは、来場者が触らない場所に速やかに移動し、ごみ袋を管理する従業員は使い捨て手袋を必ず着用する。
- (3) 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。

以上



## 賛同事業者一覧

### ○遊園地

(東日本遊園地協会)  
遠鉄観光開発株式会社  
空知リゾートシティ株式会社  
相模湖リゾート株式会社  
常磐興産株式会社  
CAセガジョイポリス株式会社  
株式会社西武園ゆうえんち  
西武レクリエーション株式会社  
泉陽興業株式会社  
株式会社東京サマーランド  
株式会社東京ドーム  
東武レジャー企画株式会社  
藤和那須リゾート株式会社  
株式会社花やしき  
株式会社バンダイナムコアミューズメント  
株式会社ピカ  
株式会社常陸サンライズパーク  
株式会社富士急ハイランド  
藤田観光株式会社  
株式会社むさしの村  
株式会社ムーミン物語  
株式会社横浜八景島  
株式会社よみうりランド

### (西日本遊園地協会)

株式会社アワーズ  
近鉄レジャーサービス株式会社  
グリーンランドリゾート株式会社  
京阪電気鉄道株式会社  
株式会社城島高原オペレーションズ  
泉陽興業株式会社

株式会社東映京都スタジオ  
長島観光開発株式会社  
株式会社日本商事  
株式会社名鉄インプレス  
ホンダモビリティランド株式会社  
株式会社ラグーナテンボス  
株式会社レオマユニティー

### ○テーマパーク

株式会社オリエンタルランド  
株式会社サンリオエンターテイメント  
株式会社志摩スペイン村  
ハウステンボス株式会社  
合同会社ユー・エス・ジェイ  
LEGOLAND Japan 合同会社

(五十音順)